「北の住まいるタウン」検討協議会開催要領

（目　的）

第１条　北海道の優位性を活かし、地域特性に応じて、誰もが心豊かに住み続けることができ、安全・安心で暮らしやすく、資源・エネルギー循環が進んだ効率的なまち「北の住まいるタウン」の推進に向け、「『北の住まいるタウン』の基本的な考え方」第５章２（２）に基づき、様々な意見を聴取するため、「『北の住まいるタウン』検討協議会」（以下、「検討協議会」という。）を開催する。

（議　題）

第２条　検討協議会の議題は、次のとおりとする。

（１）　「北の住まいるタウン」の推進に関すること

（２）　前号に関連して、必要に応じ市町村等への助言等を行うこと

（３）　その他必要な事項

（構　成）

第３条　検討協議会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

２　構成員の任期は、特段の事情がある場合を除き、就任の日から令和９年３月３１日までとする。

（検討協議会の運営）

第４条　検討協議会は、必要に応じ建設部長が招集し、主催する。

２　検討協議会に座長を置き、建設部長が指名する。

３　座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。

４　建設部長は、必要に応じ構成員以外の者に対し、出席を求め意見を聴くことができるほか、市町村等への助言を行うよう求めることができる。

（事務局）

第５条　検討協議会の事務局は、北海道建設部建設政策局建設政策課に置く。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、建設部長が別に定める。

附　則

この要領は、令和７年５月２０日から施行する。